

# 6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!

現況届は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届出です。  
現況届を提出しないと平成27年6月以降の児童手当が支給停止となります。

また、2年間にわたって現況届の提出がない場合は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまいます。

※対象となる受給者への案内通知は6月12日前後に発送を予定しています



## 児童手当「現況届」受付期間及び場所

受付期間	受付場所	対象行政区
6月18日(木) 19日(金)	本庁3階 第一会議室 午前8時30分～ 午後5時15分	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、 嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原
6月22日(月) 24日(水) 25日(木) 26日(金)		具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、 西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、 江洲、宮里、喜仲、上江洲、大田、川田、塩屋、豊原、 高江洲、前原、志林川、新赤道、みどり町12・34・56丁目
6月29日(月) 30日(火)		平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、照間、 与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、 上原、宮城、池味、伊計

※上記の日程であれば、いずれも受け付け可能となりますが、なるべく指定期間内での受付をお願いします。

※郵送受付の対象となる受給者へは、返信用封筒を同封しておりますので、可能な限り郵送での提出をお願い致します。

窓口での受付は混雑が予想されますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※今年度は、子育て世帯臨時特別給付金も併せて申請となりますので、ご留意ください。

【お問い合わせ】 児童家庭課 児童係 ▲098-973-4983

## うるま市母子家庭生活支援モデル事業ご案内

うるま市では、母子家庭の子どもの心身の健全な発達を支援するため、生活、住宅、教育、就労などさまざまな課題を抱えている母子家庭に対して、民間アパート等を借上げ、地域の中で自立した生活を送れるように、「うるま市母子家庭生活支援モデル事業」を実施しています。

【対象支援者】子どもの生活環境の改善を中心に支援を必要としている母子家庭で、以下の要件をすべて満たす方

- ①市内に住所(原則3ヶ月以上)があり児童扶養手当を受給していること。
  - ②18歳未満の児童を養育していること。
  - ③支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲のある方
- 〈優先される方〉・児童が3人以上いる方、または1才未満の乳児がいる方。

※ただし、生活保護法の住宅扶助を受けている方や公営住宅に入居している方は支援対象外になります

【支援内容】住宅支援のほか、専任のコーディネーターによる、生活・子育て相談、就労支援、学習支援など支援対象母子家庭の各個別事情に応じた自立支援計画を作成し、総合支援を行います。



《住宅支援とは》 拠点事務所「マザーズスクエア うるはし」のある、うるま市みどり町近隣地域に借り上げたアパート等の支援居室を提供します。その際の敷金・礼金や月々の家賃の費用負担はありませんが、毎月の生活費(食費、光熱水費など)や引っ越し費用は自己負担となります。

【支援期間】原則1年ですが、必要と認められた場合は延長される場合もあります。

【定員】概ね10世帯 ※支援対象母子家庭が10世帯を超えた場合は支援が出来ないこともあります。

【お問い合わせ先】「マザーズスクエア うるはし」 TEL.098-972-7900

住所:うるま市みどり町6-2-8 (マクドナルド安慶名店近く)  
相談日時:月曜日～金曜日 9:00～19:00 土曜日9:00～17:00  
(年末年始、日曜、祝祭日を除く)

※本事業はうるま市(児童家庭課)が沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託して行います。

